

## I 役員報酬等について

### 1 役員報酬についての基本方針に関する事項

#### ①役員報酬の支給水準の設定についての考え方

当法人は、我が国唯一の「森林・林業・木材産業」に係る総合的な研究機関であり、併せて水源林造成事業等及び森林保険事務を実施している。役員報酬水準を検討するにあたって、類似の業務を実施している民間法人や独立行政法人等がないため、近隣の研究機関である法人等を参考とした。

#### ② 令和7年度における役員報酬についての業績反映のさせ方(業績給の仕組み及び導入実績を含む)

当法人においては、役員の業績を考慮して必要があると認められるときは、常勤役員が受けるべき俸給の月額を増額し、又は減額するものとしている。

#### ③ 役員報酬基準の内容及び令和7年度における改定内容

理事長  
理事

役員の報酬支給基準は、月額及び期末特別手当から構成されている。月額については森林研究・整備機構役員給与規程に則り、俸給(理事長:886,350円、理事:809,400～852,000円)に地域手当、広域異動手当、通勤手当、単身赴任手当を加算して算出している。期末特別手当についても森林研究・整備機構役員給与規程に則り、期末特別手当基礎額((俸給+地域手当+広域異動手当)+(俸給+地域手当+広域異動手当)×20/100)+(俸給×25/100))に6月に支給する場合においては100分の167.5、12月に支給する場合においては100分の172.5を乗じ、さらに基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間に応じた割合を乗じて得た額としている。

なお、令和7年度においては、一般職の職員の給与に関する法律の指定職俸給表の改定を参考にして、役員俸給表を引き上げる改定(2.8%)及び期末特別手当の支給割合を年間で0.05月分引き上げる改定を行った。また、人件費を巡る厳しい状況を踏まえ、一部役員については俸給、地域手当、広域異動手当、期末特別手当の5%を減じて支給する措置及び地域手当の支給率の上限を当分の間16%とする措置を併せて行った。

監事(非常勤)

非常勤役員の報酬支給基準は、日額(29,700円)及び通勤手当から構成されている。月額については森林研究・整備機構役員給与規程に則り、日額と通勤手当日額に出勤日数を乗じた額としている。

なお、令和7年度においては、役員俸給表との均衡を基本に引上げ改定(日額800円)を行った。

## 2 役員の報酬等の支給状況

| 役名           | 令和7年度年間報酬等の総額 |              |             |                                                | 就任・退任の状況 |       | 前職 |
|--------------|---------------|--------------|-------------|------------------------------------------------|----------|-------|----|
|              |               | 報酬(給与)       | 賞与          | その他(内容)                                        | 就任       | 退任    |    |
| 理事長          | 千円<br>17,674  | 千円<br>10,636 | 千円<br>4,948 | 千円<br>1,702 (地域手当)<br>388 (通勤手当)               |          | 3月31日 |    |
| A理事          | 千円<br>16,244  | 千円<br>9,713  | 千円<br>4,519 | 千円<br>1,554 (地域手当)<br>458 (通勤手当)               |          | 3月31日 | ◇  |
| B理事          | 千円<br>15,910  | 千円<br>9,713  | 千円<br>4,519 | 千円<br>1,554 (地域手当)<br>124 (通勤手当)               | 4月1日     |       | ※  |
| C理事          | 千円<br>16,207  | 千円<br>9,713  | 千円<br>4,486 | 千円<br>1,456 (地域手当)<br>0 (通勤手当)<br>552 (単身赴任手当) | 4月1日     |       | ◇  |
| D理事          | 千円<br>16,683  | 千円<br>10,224 | 千円<br>4,757 | 千円<br>1,636 (地域手当)<br>66 (通勤手当)                | 4月1日     | 3月31日 | ◇  |
| E理事          | 千円<br>16,791  | 千円<br>10,224 | 千円<br>4,757 | 千円<br>1,636 (地域手当)<br>174 (通勤手当)               |          |       |    |
| A監事<br>(非常勤) | 千円<br>4,408   | 千円<br>4,396  | 千円<br>0     | 千円<br>12 (通勤手当)                                |          |       | ※  |
| B監事<br>(非常勤) | 千円<br>2,960   | 千円<br>2,851  | 千円<br>0     | 千円<br>109 (通勤手当)                               |          |       |    |

注1:「地域手当」とは、民間における賃金、物価及び生計費が特に高い地域に在勤する役員に支給されているものである。

注2:「前職」欄の「※」は、退職公務員(常勤の国家公務員として職務に従事した者)、「◇」は、役員出向者(独立行政法人等役員となるために退職し、かつ、引き続き当該独立行政法人等役員として在職する者)、「※」は、独立行政法人等の退職者(独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律の対象法人の退職者)、「※※」は、退職公務員が独立行政法人等の役職員に就任し退職した後独立行政法人の役員となった者、該当がない場合は空欄であることを示す。

### 3 役員の報酬水準の妥当性

#### 【法人の検証結果】

理事長

当法人は、「森林・林業・木材産業」に係る研究を行う我が国唯一の総合的な研究開発型独立行政法人であり、国内における「森林・林業・木材産業」分野の研究を主導するとともに、国際的にも主要な「森林・林業・木材産業」に係る研究機関の一つとして、国際機関との連携を行っている。また、水源林造成事業等及び森林保険事務も実施しており、令和7年度末常勤職員数は1,079人と、法人の規模もかなり大きいものとなっている。

このような法人の運営のためには、森林・林業・木材産業の研究・行政に関して優れた知見を有していることに加え、高いマネジメント能力を有する人材を登用する必要がある。このような人材を登用するためには、他の研究開発型独立行政法人と同程度の待遇をする必要がある。

また、総務省が公表している「独立行政法人の役職員の給与水準等の公表(令和6年度)」を基に、当法人と同等の他の国立研究開発法人の理事長の年間報酬額を算出した(令和6年度における推定平均報酬額は21,022千円(通勤手当を除く。))ところ、これより低いものとなっている。

これらを踏まえると、当法人の理事長の報酬水準は妥当なものと考えられる。

理事

理事は、理事長を補佐するため、当法人の業務の一部を担当し、その職務に関して職員を指揮監督している。

当法人の理事の報酬は、一般職の職員の給与に関する法律の指定職俸給表を参考として設定している。

また、総務省が公表している「独立行政法人の役職員の給与水準等の公表(令和6年度)」を基に、当法人と同等の他の国立研究開発法人の理事の年間報酬額を算出した(令和6年度における推定平均報酬額は16,095千円(通勤手当を除く。))ところ、同程度の水準となっている。

これらを踏まえると、当法人の理事の報酬水準は妥当なものと考えられる。

監事(非常勤)

監事(非常勤)は独立行政法人通則法第20条2項に基づき、理事長と同様、農林水産大臣から任命された独立の機関として、当法人の業務を監査することにより、当法人の健全な業務運営を確保し、社会的信頼に応える良質な当法人の統治体制の確立に資する責務を負っている。

監事(非常勤)の給与水準に関しては同等の国立研究開発法人との比較に必要な勤務日数が公表されていないため、当法人と同等の他の国立研究開発法人の監事の年間報酬額と比較したところ、

他法人の監事:推定平均報酬額9,006千円(賞与・通勤手当を除く)／52週／5日≒34,600円

A監事(非常勤):4,395,600円／148日＝29,700円(日額29,700円)

B監事(非常勤):2,851,200円／96日＝29,700円(日額29,700円)

であり、監事(非常勤)の報酬水準は、他の国立研究開発法人の監事よりも低い水準となっている。このため当法人の監事(非常勤)の報酬水準は妥当なものと考えられる。

【主務大臣の検証結果】

当該法人の役員の報酬は、総務省が公表している「独立行政法人の役職員の給与水準等の公表（令和6年度）」を基に、同等規模である他の国立研究開発法人における役員の年間報酬額と比較しても同程度の水準となっている。

また、中長期目標に定められた業務について、農林水産大臣による令和6年度の総合評価結果が標準評定で「B」評価以上であったこと等から、研究開発、水源林造成、森林保険等に関する業務を的確に遂行し、当該法人を総理する長または長を補佐する役員の報酬として妥当な報酬水準であると考ええる。

4 役員の退職手当の支給状況（令和7年度中に退職手当を支給された退職者の状況）

| 区分  | 支給額（総額）     | 法人での在職期間 |        | 退職年月日   | 業績勘案率 | 前職 |
|-----|-------------|----------|--------|---------|-------|----|
|     | 千円          | 年        | 月      |         |       |    |
| 理事長 | 該当者なし       |          |        |         |       |    |
| 理事  | 千円<br>6,869 | 年<br>6   | 月<br>0 | R7.3.31 | 1.1   | ※  |
| 監事  | 千円<br>8,240 | 年<br>9   | 月<br>2 | R6.5.8  | 1.0   |    |

注1：業績勘案率は、農林水産大臣が0.0から2.0の範囲内で業績に応じて決定する。

注2：「前職」欄の「※」は、退職公務員（常勤の国家公務員として職務に従事した者）、「◇」は、役員出向者（独立行政法人等役員となるために退職し、かつ、引き続き当該独立行政法人等役員として在職する者）、「※」は、独立行政法人等の退職者（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律の対象法人の退職者）、「※※」は、退職公務員が独立行政法人等の役職員に就任し退職した後独立行政法人の役員となった者、該当がない場合は空欄であることを示す。

注3：非常勤役員には退職手当を支給しないこととしているため省略した。

5 退職手当の水準の妥当性について

【主務大臣の判断理由等】

| 区分  | 判断理由                                                                                                                                                                           |
|-----|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 理事長 | 該当者なし                                                                                                                                                                          |
| 理事  | 「独立行政法人の役員の退職金に係る業績勘案率の算定ルールについて（平成27年5月25日総務大臣決定）」に基づき業績勘案率を計算した結果1.1となり、その他考慮すべき事項等もないため、業績勘案率を1.1と決定した。<br>総務省独立行政法人評価制度委員会においても意見はなかった。<br>このことから、理事の退職手当の水準は妥当であると判断している。 |
| 監事  | 「独立行政法人の役員の退職金に係る業績勘案率の算定ルールについて（平成27年5月25日総務大臣決定）」に基づき業績勘案率を計算した結果1.0となり、その他考慮すべき事項等もないため、業績勘案率を1.0と決定した。<br>総務省独立行政法人評価制度委員会においても意見はなかった。<br>このことから、監事の退職手当の水準は妥当であると判断している。 |

6 業績給の仕組み及び導入に関する考え方

現行の仕組みを継続する方針である。

## Ⅱ 職員給与について

### 1 職員給与についての基本方針に関する事項

#### ① 職員給与の支給水準の設定等についての考え方

当法人職員の給与水準を検討するにあたっては、国家公務員の給与水準を参考としている。  
国家公務員・・・令和7年国家公務員給与等実態調査において、国家公務員のうち行政職俸給表(一)の平均給与月額が414,480円となっており、当法人の事務系職員の平均給与月額は445,450円となっているが、中長期計画及び年度計画における総人件費、職員の人事に関する計画に基づき、人員の適正な配置及び合理化を行い、中長期計画の人件費の見積りの範囲内で人件費の管理を行っている。

#### ② 職員の発揮した能率又は職員の勤務成績の給与への反映方法についての考え方 (業績給の仕組み及び導入実績を含む)

給与については、職員の発揮した能率又は職員の勤務成績を人事評価の項目として判定し、昇給に反映させている。具体的には、職員を初任層、中間層及び管理職層に区分し、さらにそれぞれの職員層ごとに、5段階(A～E)の昇給区分に応じた昇給号俸数を設定し、毎年1月1日に直近の人事評価に応じて昇給させる。

勤勉手当について、6月期においては100分の207.5(特定管理職員にあつては、100分の247.5)、12月期においては100分の210(特定管理職員にあつては、100分の250)を超えない範囲内において人事評価に基づく成績率を決定し、俸給等の月額にこれに乗ずること等により勤勉手当を支給する。

#### ③ 給与制度の内容

国立研究開発法人森林研究・整備機構職員給与規程に則り、俸給及び諸手当(俸給の特別調整額、扶養手当、地域手当、広域異動手当、住居手当、通勤手当、在宅勤務等手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、極地観測等手当、特地勤務手当、超過勤務手当、期末手当、勤勉手当、期末特別手当及び寒冷地手当)としている。

期末手当(次欄記載の改訂の後のもの)については、期末手当基礎額(俸給+扶養手当+地域手当+広域異動手当)に6月に支給する場合においては100分の125.0、12月に支給する場合においては100分の127.5を乗じ、さらに基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間に応じた割合を乗じて得た額としている。

勤勉手当については、勤勉手当基礎額(俸給+地域手当+広域異動手当)に国立研究開発法人森林研究・整備機構職員給与規程実施細則に定める基準に従って定める割合を乗じて得た額としている。

期末特別手当については、期末特別手当基礎額((俸給+地域手当+広域異動手当)+(俸給+地域手当+広域異動手当)×20/100)+(俸給×25/100))に6月に支給する場合においては100分の167.5、12月に支給する場合においては100分の172.5を乗じ、さらに基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間に応じた割合を乗じて得た額としている。

#### ④ 給与制度の令和7年度における主な改正内容

一般職の職員の給与に関する法律の給与改定を参考にして、

- (1) 一般職員俸給表等の引上げ  
一般職員俸給表については、おおむね30歳台後半までの職員が在職する号俸に重点を置いて、そこから改定率を通減させる形で俸給表を改定(改定率平均3.3%)  
研究職員俸給表等については、一般職員俸給表との均衡を基本に改定
- (2) 任期付研究員及び特定任期付職員の期末手当の支給割合の引上げ  
(3.45月分→3.50月分)
- (3) 期末手当の支給割合の引上げ  
特定管理職員以外の職員(2.50月分→2.525月分)  
特定管理職員(2.10月分→2.125月分)
- (4) 勤勉手当の支給割合の引上げ  
特定管理職員以外の職員(2.10月分→2.125月分)  
(再雇用職員)(1.00月分→1.025月分)  
特定管理職員(2.50月分→2.525月分)  
(再雇用職員)(1.20月分→1.225月分)
- (5) 期末特別手当の支給割合の引上げ  
(3.35月分→3.40月分)
- (6) 職責重視の俸給体系への見直し  
一般職員8級以上(研究職員5級以上)について、職務の級間の水準の重なりを解消し、昇格による給与上昇を基本とする俸給体系へ見直し
- (7) 地域手当の級地区分の見直し  
地域手当の級地区分を7級地から5級地に再編し、支給割合を設定(俸給、俸給の特別調整額及び扶養手当の月額合計額の20、16、15、12、10、6、3%に相当する額→20、16、12、8、4%に相当する額。ただし令和7年度中は経過措置として、引下げは最大1ポイントまで、引上げは0ポイントから4ポイントまで。)
- (8) 地域手当の異動保障の延長  
2年間としていた異動保障の期間を3年間に延長(3年目の支給割合は異動前の60%)
- (9) 扶養手当の段階的な見直し  
配偶者に係る手当の廃止(令和7年度 6,500円→3,000円、令和8年度 3,000円→廃止)  
子に係る手当の引上げ(令和7年度 10,000円→11,500円、令和8年度 11,500円→13,000円)
- (10) 通勤手当の引上げ  
支給限度額を15万円に引上げ、自動車等の使用距離に応じた額の引上げ
- (11) 特勤勤務手当に準ずる手当と広域異動手当との減額調整の廃止  
広域異動手当が支給される職員に対して、特勤勤務手当に準ずる手当の支給割合を減ずる調整を廃止
- (12) 在宅勤務等手当の新設  
高頻度(月10日超)に在宅勤務を実施する職員の、光熱水料等の負担軽減を目的とした在宅勤務等手当を新設(在宅勤務等手当支給者には、通勤手当の調整も併せて実施)
- (13) 再雇用職員への手当支給の拡大  
地域手当の異動保障、特勤勤務手当(準ずる手当含む)、寒冷地手当、在宅勤務等手当を新たに支給

(1)(6)(7)(8)(9)(10)(11)(13)は4月1日から、(12)は7月1日から、(2)(3)(4)(5)は12月1日から実施した。

## 2 職員給与の支給状況等

### ① 常勤職員の数

全常勤職員(令和8年4月1日時点):1,081人

注:常勤の在外職員、任期付職員及び再雇用職員を含む全ての常勤職員の総数

うち同一の職種等により通年で給与が支給された職員(対象常勤職員):925人

### ② 職種別支給状況

| 区分    | 人員       | 平均年齢      | 令和7年度の年間給与額(平均) |             |           |             |
|-------|----------|-----------|-----------------|-------------|-----------|-------------|
|       |          |           | 総額              | うち所定内       | うち賞与      |             |
|       |          |           |                 |             | うち通勤手当等   |             |
| 常勤職員  | 人<br>865 | 歳<br>46.9 | 千円<br>8,568     | 千円<br>6,222 | 千円<br>97  | 千円<br>2,346 |
| 事務・技術 | 人<br>505 | 歳<br>44.1 | 千円<br>7,422     | 千円<br>5,345 | 千円<br>104 | 千円<br>2,077 |
| 研究職種  | 人<br>360 | 歳<br>50.7 | 千円<br>10,176    | 千円<br>7,452 | 千円<br>88  | 千円<br>2,724 |
| 総括審議役 | 人<br>—   | 歳<br>—    | 千円<br>—         | 千円<br>—     | 千円<br>—   | 千円<br>—     |

注1: 常勤職員については、在外職員、任期付職員及び再雇用職員を除く。

注2: 「年間給与額」は、時間外手当を除く給与の額。

注3: 「通勤手当等」は、通勤手当と在宅勤務等手当の合算。

注4: 常勤職員の区分中「医療職種」及び「教育職種」については、該当者がいないため省略した。

注5: 「総括審議役」とは、重要事項の企画立案及び総合調整に関する業務を総括整理する職員をいう。

注6: 総括審議役について該当者が2名のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、区分以外は記載せず、常勤職員全体の数値からも除外している。

|      |            |        |         |         |         |         |
|------|------------|--------|---------|---------|---------|---------|
| 在外職員 | 人<br>該当者なし | 歳<br>— | 千円<br>— | 千円<br>— | 千円<br>— | 千円<br>— |
|------|------------|--------|---------|---------|---------|---------|

|       |        |           |             |             |           |             |
|-------|--------|-----------|-------------|-------------|-----------|-------------|
| 任期付職員 | 人<br>4 | 歳<br>60.3 | 千円<br>7,749 | 千円<br>5,940 | 千円<br>182 | 千円<br>1,809 |
| 事務・技術 | 人<br>4 | 歳<br>60.3 | 千円<br>7,749 | 千円<br>5,940 | 千円<br>182 | 千円<br>1,809 |
| 研究職種  | 人<br>— | 歳<br>—    | 千円<br>—     | 千円<br>—     | 千円<br>—   | 千円<br>—     |

注1: 任期付職員の区分中「医療職種」及び「教育職種」については、該当者がいないため省略した。

注2: 研究職種について該当者が2名のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、区分以外は記載せず、任期付職員全体の数値からも除外している。

|       |         |           |             |             |           |           |
|-------|---------|-----------|-------------|-------------|-----------|-----------|
| 再雇用職員 | 人<br>52 | 歳<br>63.4 | 千円<br>4,663 | 千円<br>3,894 | 千円<br>86  | 千円<br>769 |
| 事務・技術 | 人<br>21 | 歳<br>63.1 | 千円<br>4,556 | 千円<br>3,802 | 千円<br>111 | 千円<br>754 |
| 研究職種  | 人<br>31 | 歳<br>63.6 | 千円<br>4,736 | 千円<br>3,957 | 千円<br>69  | 千円<br>779 |

注1: 再雇用職員の区分中「医療職種」及び「教育職種」については、該当者がいないため省略した。

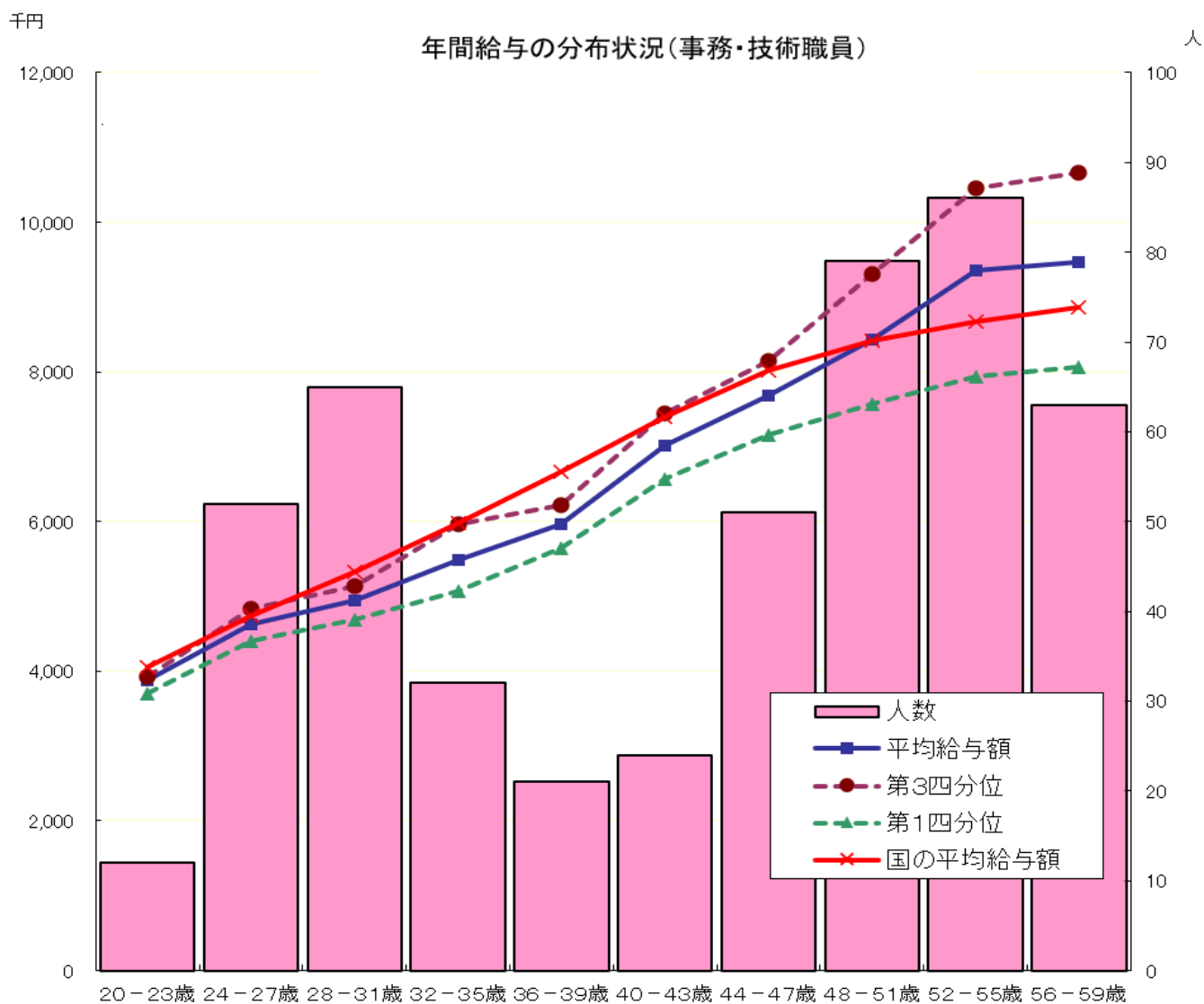
|          |        |        |         |         |         |         |
|----------|--------|--------|---------|---------|---------|---------|
| 非常勤職員    | 人<br>— | 歳<br>— | 千円<br>— | 千円<br>— | 千円<br>— | 千円<br>— |
| 委託費等雇用職員 | 人<br>— | 歳<br>— | 千円<br>— | 千円<br>— | 千円<br>— | 千円<br>— |

注1: 「委託費等雇用職員」とは、委託費等から給与を支給している非常勤職員を示す。

注2: 非常勤職員について該当者が1名のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、区分以外は記載していない。

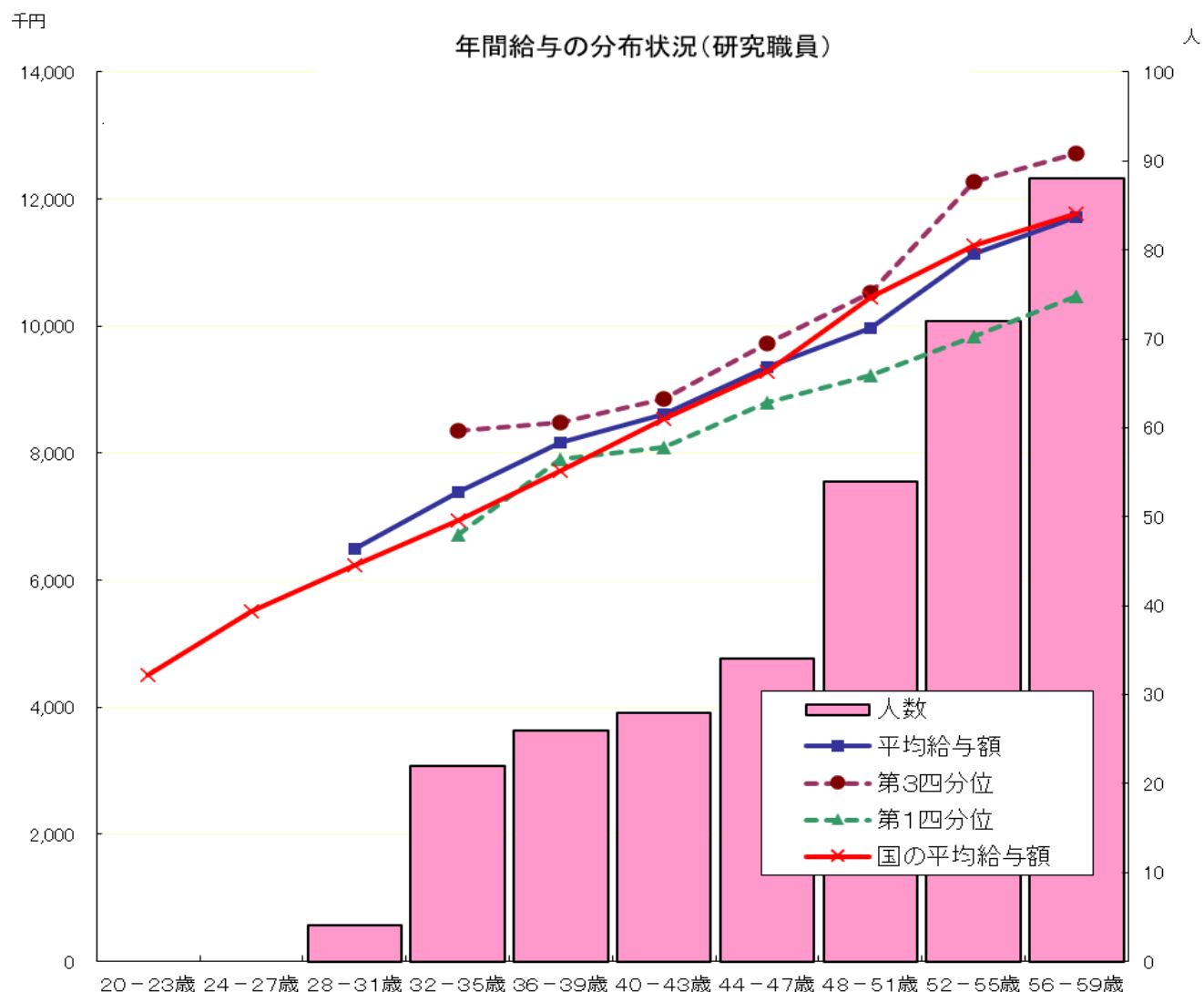
注3: 非常勤職員の区分中「事務・技術」、「研究職種」、「医療職種」及び「教育職種」については、該当者がいないため省略した。

③ 年齢別年間給与の分布状況(事務・技術職員／研究職員)〔在外職員、任期付職員及び再雇用職員を除く。以下、⑤まで同じ。〕



注1: ②の年間給与額から通勤手当等を除いた状況である。以下、⑤まで同じ。

注2: 第1四分位とは、職員個々の年間給与額を額の低い順に並べたときの低い方から25%目の額、第3四分位とは、低い方から75%目の額である。



注1: 年齢20-23歳、24-27歳の該当者はいない。

注2: 第1四分位とは、職員個々の年間給与額を額の低い順に並べたときの低い方から25%目の額、第3四分位とは、低い方から75%目の額である。

注3: 年齢28-31歳の階層については、該当者が4人以下のため、第1・第3四分位の折れ線を表示していない。

④ 職位別年間給与の分布状況(事務・技術職員／研究職員)

(事務・技術職員)

| 分布状況を示すグループ | 人員  | 平均年齢 | 年間給与額  |               |
|-------------|-----|------|--------|---------------|
|             |     |      | 平均     | 最高～最低         |
|             | 人   | 歳    | 千円     | 千円            |
| 部 長         | 23  | 56.5 | 12,090 | 14,562～10,213 |
| 本 部 課 長     | 33  | 54.1 | 9,917  | 12,976～8,263  |
| 地 方 課 長     | 71  | 53.2 | 9,646  | 11,850～7,704  |
| 課 長 補 佐     | 100 | 52.8 | 8,058  | 10,841～5,019  |
| 係 長         | 124 | 44.0 | 6,801  | 10,066～4,849  |
| 主 任         | 67  | 35.2 | 5,284  | 7,720～4,191   |
| 本 部 係 員     | 38  | 27.5 | 4,857  | 6,071～3,742   |
| 地 方 係 員     | 49  | 26.2 | 4,450  | 5,352～3,423   |

(研究職員)

| 分布状況を示すグループ | 人員  | 平均年齢 | 年間給与額  |               |
|-------------|-----|------|--------|---------------|
|             |     |      | 平均     | 最高～最低         |
|             | 人   | 歳    | 千円     | 千円            |
| 研 究 部 長     | 21  | 58.0 | 13,102 | 14,522～12,017 |
| 本 部 課 長     | 122 | 53.6 | 11,365 | 14,259～8,542  |
| 地 方 課 長     | 52  | 54.0 | 10,061 | 13,214～8,108  |
| 主任研究員       | 151 | 48.0 | 8,969  | 13,637～6,591  |
| 研 究 員       | 14  | 32.9 | 6,602  | 7,079～6,302   |

⑤ 賞与(令和7年度)における査定部分の比率(事務・技術職員／研究職員)

(事務・技術職員)

| 区分       |                         | 夏季(6月)    | 冬季(12月)   | 計         |
|----------|-------------------------|-----------|-----------|-----------|
| 管理<br>職員 | 一律支給分<br>(期末相当)         | %<br>46.8 | %<br>46.2 | %<br>46.5 |
|          | 査定支給分<br>(勤勉相当)<br>(平均) | %<br>53.2 | %<br>53.8 | %<br>53.5 |
|          |                         | %         | %         | %         |
|          | 最高～最低                   | 59.4～43.3 | 59.7～43.4 | 57.0～43.4 |
| 一般<br>職員 | 一律支給分<br>(期末相当)         | %<br>53.7 | %<br>53.9 | %<br>53.8 |
|          | 査定支給分<br>(勤勉相当)<br>(平均) | %<br>46.3 | %<br>46.1 | %<br>46.2 |
|          |                         | %         | %         | %         |
|          | 最高～最低                   | 59.8～38.7 | 53.7～39.8 | 56.9～39.7 |

(研究職員)

| 区分       |                         | 夏季(6月)    | 冬季(12月)   | 計         |
|----------|-------------------------|-----------|-----------|-----------|
| 管理<br>職員 | 一律支給分<br>(期末相当)         | %<br>47.9 | %<br>46.9 | %<br>47.4 |
|          | 査定支給分<br>(勤勉相当)<br>(平均) | %<br>52.1 | %<br>53.1 | %<br>52.6 |
|          |                         | %         | %         | %         |
|          | 最高～最低                   | 59.4～43.2 | 56.8～45.5 | 57.0～44.7 |
| 一般<br>職員 | 一律支給分<br>(期末相当)         | %<br>54.9 | %<br>53.5 | %<br>54.2 |
|          | 査定支給分<br>(勤勉相当)<br>(平均) | %<br>45.1 | %<br>46.5 | %<br>45.8 |
|          |                         | %         | %         | %         |
|          | 最高～最低                   | 53.7～42.1 | 55.0～43.3 | 54.4～43.0 |

### 3 給与水準の妥当性の検証等

#### ○事務・技術職員

| 項目                      | 内容                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
|-------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 対国家公務員<br>指数の状況         | <ul style="list-style-type: none"> <li>・年齢勘案 100.3</li> <li>・年齢・地域勘案 106.0</li> <li>・年齢・学歴勘案 100.4</li> <li>・年齢・地域・学歴勘案 105.8</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |
| 国に比べて給与水準<br>が高くなっている理由 | <p>職員の給与規程は、国家公務員の職員給与を規定している「一般職の職員給与に関する法律」等に準拠して規定しており、給与水準は国家公務員と同水準である。</p> <p>指数が100を超えている要因は、当法人が人事交流及び全国異動が多いこと等により、単身赴任手当及び広域異動手当の受給者の割合が多く、これらが調査対象に含まれていることが対国家公務員指数に影響していると推測される。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・単身赴任手当受給者の割合<br/>14.0%(国: 6.7%)</li> <li>・広域異動手当受給者の割合<br/>21.1%(国:13.2%)</li> </ul> <p>※国の受給者割合は令和7年国家公務員給与等実態調査報告書に基づいて算出。</p>                                                                                                                                                                                                             |
| 給与水準の妥当性の<br>検証         | <p>【支出予算の総額に占める国からの財政支出の割合80.8%】<br/>(国からの財政支出額 42,432百万円、支出予算の総額 52,533百万円:令和7年度予算)</p> <p>【累積欠損額 0円(令和6年度決算)】</p> <p>【管理職の割合8.7%(常勤職員数505名中44名)】</p> <p>【大卒以上の高学歴者の割合 65.1%<br/>(常勤職員数505名中329名)】</p> <p>【支出総額に占める給与・報酬等支出総額の割合 17.8%】<br/>(支出総額 52,014百万円<br/>給与・報酬等支出総額 9,235百万円:令和6年度決算額)</p> <p>【検証結果】<br/>当法人の職員給与規程は、国家公務員の職員給与を規定している「一般職の職員の給与に関する法律」等に準拠して規定しており、給与水準は国家公務員と同水準であり、妥当性を確保している。</p> <p>(主務大臣の検証結果)<br/>給与水準は国家公務員とほぼ同水準であり、国家公務員に準拠した給与規程に基づき支給しており、法人の給与は妥当な水準にあると考える。<br/>なお、指数が100.0を超えているのは、勤務地が全国広範囲に所在していること等のため、単身赴任手当及び広域異動手当を受給する職員の割合が高いためである。</p> |
| 講ずる措置                   | <p>当法人の職員給与規程は、国家公務員の職員給与を規定している「一般職の職員の給与に関する法律」等に準拠して規定している。</p> <p>引き続き中長期計画に記載した人件費の範囲内で人件費の管理を行うとともに、中長期計画における人事に関する計画に基づき、適切な職員の配置を行うことに努める。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |

注：令和7年4月に国家公務員の地域手当制度が見直され級地区分数及び級地(支給割合)が改正されたところ、各指数に関して、国家公務員の給与の額については経過措置終了後の地域手当の支給割合による推計値を用いており、地域勘案(年齢・地域勘案及び年齢・地域・学歴勘案)に用いる国家公務員の地域手当の級地区分も同様に経過措置終了後のものによっている。

## ○研究職員

| 項目                      | 内容                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |
|-------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 対国家公務員<br>指数の状況         | <ul style="list-style-type: none"> <li>・年齢勘案 99. 6</li> <li>・年齢・地域勘案 104. 2</li> <li>・年齢・学歴勘案 99. 4</li> <li>・年齢・地域・学歴勘案 103. 6</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
| 国に比べて給与水準<br>が高くなっている理由 | <p>年齢・地域勘案及び年齢・地域・学歴勘案の指数が100を超えている要因としては、地域手当など各手当は国に準じた基準としているが、当法人は人事交流及び全国異動が多いこと等により、単身赴任手当及び広域異動手当の受給者の割合が多く、これらが調査対象に含まれていることが対国家公務員指数に影響していると推測される。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・単身赴任手当受給者の割合 9. 0% (国: 3. 9%)</li> <li>・広域異動手当受給者の割合 6. 4% (国: 0. 4%)</li> </ul> <p>※国の受給者割合は令和7年国家公務員給与等実態調査報告書に基づいて算出。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                            |
| 給与水準の妥当性の<br>検証         | <p>【支出予算の総額に占める国からの財政支出の割合80. 8%】<br/>(国からの財政支出額 42, 432百万円、支出予算の総額 52, 533百万円: 令和7年度予算)</p> <p>【累積欠損額 0円 (令和6年度決算)】</p> <p>【管理職の割合10. 6% (常勤職員数360名中38名)】</p> <p>【大卒以上の高学歴者の割合 100. 0%<br/>(常勤職員数360名中360名)】</p> <p>【支出総額に占める給与・報酬等支出総額の割合 17. 8%】<br/>(支出総額 52, 014百万円<br/>給与・報酬等支出総額 9, 235百万円: 令和6年度決算額)</p> <p>【検証結果】<br/>当法人の職員給与規程は、国家公務員の職員給与を規定している「一般職の職員の給与に関する法律」等に準拠して規定しており、給与水準は国家公務員と同水準であり、適切性を確保している。</p> <p>(主務大臣の検証結果)<br/>給与水準は国家公務員とほぼ同水準であり、国家公務員に準拠した給与規程に基づき支給しており、法人の給与は妥当な水準にあると考える。<br/>なお、年齢・地域・学歴勘案の指数が100.0を超えているのは、勤務地が全国広範囲に所在していること等のため、単身赴任手当及び広域異動手当を受給する職員の割合が高いためである。</p> |
| 講ずる措置                   | <p>当法人の職員給与規程は、国家公務員の職員給与を規定している「一般職の職員の給与に関する法律」等に準拠して規定している。</p> <p>引き続き中長期計画に記載した人件費の範囲内で人件費の管理を行うとともに、中長期計画における人事に関する計画に基づき、適切な職員の配置を行うことに努める。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |

注：令和7年4月に国家公務員の地域手当制度が見直され級地区分数及び級地(支給割合)が改正されたところ、各指数に関して、国家公務員の給与の額については経過措置終了後の地域手当の支給割合による推計値を用いており、地域勘案(年齢・地域勘案及び年齢・地域・学歴勘案)に用いる国家公務員の地域手当の級地区分も同様に経過措置終了後のものによっている。

### 4 モデル給与

(扶養親族がいない場合)

○ 22歳(大卒初任給)

月額 232,000円 年間給与 3,863,000円

○ 35歳(本所係長)

月額 357,512円 年間給与 6,036,000円

○ 50歳(本所課長補佐)

月額 468,176円 年間給与 8,013,000円

※ 扶養親族がいる場合には、扶養手当(配偶者3,000円、子1人につき11,500円)を支給

### 5 業績給の仕組み及び導入に関する考え方

職員の勤務成績等に応じて、昇給や勤勉手当の成績率を決定している。現在の業績給の仕組みを継続していく。

### Ⅲ 総人件費について

| 区 分                 | 令和3年度            | 令和4年度            | 令和5年度            | 令和6年度            | 令和7年度            |
|---------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|
| 給与、報酬等支給総額<br>(A)   | 千円<br>9,038,875  | 千円<br>8,954,779  | 千円<br>9,151,421  | 千円<br>9,235,488  | 千円<br>9,111,612  |
| 退職手当支給額<br>(B)      | 千円<br>718,484    | 千円<br>627,947    | 千円<br>199,970    | 千円<br>1,061,252  | 千円<br>390,395    |
| 非常勤役職員等給与<br>(C)    | 千円<br>668,135    | 千円<br>647,441    | 千円<br>675,987    | 千円<br>765,336    | 千円<br>912,317    |
| 福利厚生費<br>(D)        | 千円<br>1,669,259  | 千円<br>1,675,659  | 千円<br>1,772,425  | 千円<br>1,833,334  | 千円<br>1,932,439  |
| 最広義人件費<br>(A+B+C+D) | 千円<br>12,094,752 | 千円<br>11,905,826 | 千円<br>11,799,803 | 千円<br>12,895,410 | 千円<br>12,346,763 |

#### 総人件費について参考となる事項

- 給与、報酬等支給総額については、対前年度比1.3%減となった。主な要因として、職員数の減少(対前年度38名減)があったためである。  
最広義人件費については、対前年度比4.3%減となった。これは上記の要因に加え、定年年齢を61歳から62歳に引き上げたことより退職者数が減少し、退職手当支給額の減少(対前年度比△63.2%)があったためである。
- 「国家公務員の給与改定に関する取扱いについて」(平成29年11月17日閣議決定)に基づき、平成30年1月1日から以下の措置を講ずることとした。  
役職員の退職手当について支給基準の引下げを実施した。  
・役員に関する講じた措置の概要(平成30年1月1日～)  
国家公務員に準じ、100分の83.7の調整率を乗じるものとした。  
・職員に関する講じた措置の概要(平成30年3月1日～)  
国家公務員に準じ、100分の83.7の調整率を乗じるものとした。  
なお、職員に関する講じた措置については、労働組合との「退職手当に関する協約」締結に時間を要したことから、措置の開始時期は、国家公務員に係る措置時期(平成30年1月1日)と異なる取扱いとした。

#### IV 定年制度及び60歳以上の職員の給与制度

国家公務員法等の一部を改正する法律(令和3年法律第61号)が令和3年6月11日に公布され、令和5年4月1日に施行されたことから、国家公務員に準じた以下の取り扱いとしている。

1. 定年の段階的引上げ

職員の定年を、令和5年4月1日から令和13年4月1日までの間に、改正前の60歳から2年に1歳ずつ段階的に引き上げて65歳としている(令和7年度における定年年齢は62歳)。

2. 管理監督職勤務上限年齢制

管理監督職の職員は、60歳の誕生日から同日以後の最初の4月1日までの間に、非管理監督職ポストに降任を伴う制度(役職定年制)を導入している。

3. 60歳に達した職員の給与

当分の間、職員の俸給月額については、60歳に達した日後の最初の4月1日以後、その者の受ける俸給月額に7割を乗じて得た額としている。

4. 60歳以後定年前に退職した職員の退職手当

60歳以後定年前に退職した場合であっても、退職事由を「定年退職」として退職手当を算定することとしている。

5. 定年前再雇用短時間勤務職員の導入

60歳に達した日以後、定年前に退職した職員を、短時間勤務に採用することができる制度を導入している。

#### V その他

特になし